

Title	同和地区転入者層の階層的位罫：A市の実態調査結果より
Author	野口, 道彦
Citation	同和問題研究：大阪市立大学同和問題研究室紀要. 17巻, p.59-89.
Issue Date	1995
ISSN	0386-0973
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学同和問題研究会

同和地区転入者層の階層的位置

—— A市の実態調査結果より ——

野口道彦

1. はじめに

1-1. 課題

同和地区内に住む非同和関係世帯が、どのようなかたちで存在しているのだろうか。この小論では、「同和関係世帯」と比較しつつ、同和地区というコミュニティ空間における階層構造を明らかにする。

第一に、非同和関係世帯の受け入れの仕方によって類型化を試みる。非同和関係世帯と一口にいっても、同和地区によって、その存在形態はさまざまであろう。外から部落に入り込んできて、渾然一体となっているもの。地区の周辺部に新興住宅地がつけられ、そこに居住するようになったもの。さらに同和地区の線引きが拡大することによって名目的に非同和関係世帯が増えたもの。どのようなものが実際に多いのか、類型化を試み、その実態を明らかにしたい。

第二に、非同和関係世帯の同和地区内における階層的な位置を明らかにする。生活困窮者が同和地区に流入してきているのだろうか。それとも経済的には、同和関係世帯よりも豊かな層なのだろうか。これは、個人にかかわる同和对策事業を属地・属人に狭く限定してきた従来の同和对策事業のありかたを考える上で、重要なポイントである。同時に、今後のコミュニティづくりの方向を考える上でも、是非解明しておくべき事柄である。

現在のところ、非同和関係世帯については、研究はほとんど行われていない。混住率が云々されている割には、地区内居住の転入層の実態の解明は、ほとんど行われていない。最近、行われた調査のうち、大阪府の同和地区生活実態調査は、原住世帯と来住世帯とを区分し、データは収集しているが、階層という視点で分析を行っていない^{註1)}。そうした研究の現状をみれば、この小論もそれなりの意味があるものとする。分析の対象とするのは、A市の同和地17地区のうち7地区である。

1-2. 同和関係世帯という概念

ところで、同和関係者（世帯）とは何か。かつて私は、部落民とは誰かという定義を試みた^{註2)}。その時に、強調したのは、定義の主体を抜きに、定義することはできないという点である。何のために、どのような社会的文脈で対象を区別するのかを抜きに、部落民は誰かを語ることはできない。同和関係者という言葉は、行政が作った用語である。使い始めたのは、

1971年の全国同和地区調査の時からである。この時、「同和関係世帯（人口）」と「同和地区世帯（人口）」とが区分された。国の定義によれば、「同和関係（者）」とは、「同和地区に居住する者のうち、日本社会の歴史的発展過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現在においてもその社会的、経済的地位の向上が不当にも阻まれているものをいう」^{注3)}。この区別をするようになったのは、混住化が進行しているという認識とともに、同和対策事業の対象者を「属地・属人主義」で限定するようになったからである。したがって、「同和関係（者）世帯」用語自体、同和対策事業のありかたと直結していることを忘れてはならない^{注4)}。

しかし、国は、同和関係世帯（人口）と同和地区世帯（人口）の区分をただだけで、判断の基準も、判断の主体も何も決めていない。市町村レベルの担当者でも、この判定はできないから、結局は本人の申告によるか、地元精通者、つまり地域の古老やリーダーたちに判断してもらうよりしかたがない^{注5)}。

われわれのデータも、同和関係世帯（人口）と同和地区世帯に分けている。その判断は、地元精通者の判断と本人の判断とによった。今回の調査で興味深かったことは、地元精通者の判断も、あまりあてにならないことがわかったことである。というのは、当初は、地元の事情に明るい古老か、地域のリーダーに聞き、判断していた。ところが実際に戸別に訪問し、面接調査したところ、地元精通者が、同和関係者でないと判断した対象者が、同和関係者であるケースが多くでてきた。地元精通者が判断を誤ったのは、姓が違っていただけからである。結婚し、夫の姓を名乗っている人、とくに一定期間、地区外での生活をした後、家族を連れて戻って生活している人が、そうである。転出入の少ない頃は、目立ったことも、移動が盛んになると地区のリーダーでも、地域の事情をつかみきれなくなっているのだろう。また、地区の隣接地域に建てられた新興住宅に入居してきた人の中にも、市内や県内の他の同和地区の出身者がかなりあった^{注6)}。

それほど大規模な部落でなくても、同和関係者か否かということも地区のリーダー層が把握できなくなってきたことも、このように流動性が高まっていることの反映であろう。

注1)【大阪府同和対策事業対象地域住民生活実態調査報告書】(1991年)は、質問で「原住世帯」、「来住世帯」の別を聞き、「来住世帯」については、転入時期、転入前の居住地を聞いている。報告書ではAグループとBグループに分けて集計、分析している。Aグループは、「原住世帯」、および「来住世帯」のうち前住地が同和地区とした世帯であり、その他のものをBグループとしている。このAグループは、近似的に同和関係世帯だといえるが、厳密には多少のずれがある。大阪市内の12地区のBグループの比率は9%から、最も高い58%まで大きく違う。12地区の平均は41%である。しかし、大阪府調査でも、Bグループについての階層的な分析は行っていない。

注2)「部落民」の項目、部落解放研究所編『部落問題事典』、1986年、解放出版社

注3) 1975年全国同和地区調査における用語の説明。この定義自体は、あいまいさをもつ。これは、同和对策事業特別措置法第1条の規定、「歴史的、社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域」をかりてきたもので、本来地域に対する性格規定を、人の規定に持ち込んだために、混乱がみられる。文字通りに解釈すると、「社会的、経済的地位の向上」をなしたげた人は、系譜的につながりがあっても、「同和関係(者)」でないということになる。実際には、行政は、「社会的、経済的地位の向上」の如何によって、同和関係(者)か否かの判断をしていない。

なお、1971年全国同和地区調査では、「同和地区」について用語の説明はあるが、「同和関係」については、解説されていない。

注4) 上田一雄氏の指摘によると、1963年の同和对策審議会の行った同和地区全国同和基礎調査では、「地区人口とは、同和地区内に常住している「部落民」といわれる人口をいう」としている。この時期では、「同和地区人口」を「同和関係人口」の意味で使っていた。(「同和関係者」の項目、部落解放研究所編『部落問題事典』、1986年、解放出版社)

注5) 判定は、小規模の同和地区の場合では可能だとしても、大規模部落の場合は、お手上げである。だから大阪市は、実際には多くの地区外からの転入者が含まれるにもかかわらず、同和地区世帯はすべて同和関係世帯であると、国に対して報告してきた。また神戸市の場合、市街地域の8地区のうち5地区の「混住率」は、1967年1月1日調査、1971年6月1日調査、1975年6月1日調査の異なる時点の調査で、すべて小数点第1位まで同じ数字である。また郊外地域の20地区のうち12地区まで、「混住率」は3時期すべて100%となっている。これらは、根拠のある数字とは思えない。行政もしくは地区関係者が、この区分をすることが無理だと判断した結果であろう。(神戸市【神戸市の同和对策】、1977年)

このように実際には同和関係世帯であるかどうかは、判定しがたいのであるが、政府の全国調査では、極めてあいまいな同和関係人口に基づいて「混住率」が計算され、それによって部落差別の解消が云々されたりしてきた。

注6) 表1の「調査対象」の「同和関係世帯」、「非同和関係世帯」の区分は、面接後の本人の申告にもとづいて、修正をしたデータである。

2. 調査対象について

分析に用いるデータは、A市で行った生活実態調査である。1993年A市は、総務庁が全国の同和地区を対象に生活実態調査を実施する機会を利用し、悉皆調査を行った。総務庁調査との違いは、①A市調査は、職業を中分類ないし小分類程度の詳しいリストを用いて聞いたこと、②A市調査独自の質問を加えたこと、③総務庁調査は、地区、対象世帯ともに抽出しているが、A市調査は悉皆調査にしたこと、④総務庁調査は、属地・属人に調査対象を限定しているが、A市調査は属地主義で行い、同和関係以外の世帯にも調査したこと、である。

もっとも、実際には地元の協力がえられず、悉皆調査ができなかった地区、同和関係世帯のみを対象にした地区がある。同和関係以外の世帯も含む属地主義で調査を行えたのは8地区である。回答状況は表1の通りである。非同和関係世帯930世帯から有効回答が得られた。なお、以下の分析では、「非同和関係世帯」という表現は、一字の違いだけで混乱しやすいので、簡潔に「転入世帯」と表現しておく。

調査の結果、回答率は「転入世帯」の方が「同和関係世帯」より、やや低くなっている。混住率は、調査対象世帯を対象としたものと、有効回答を得られたものとの二つ計算した。両者

表1 調査対象世帯及び有効回答世帯数

	同 和 関 係 世 帯			非 同 和 関 係 世 帯			混 住 率	
	調査対象A	有効回答B	回答率	調査対象C	有効回答D	回答率	有効票D/(B+D)	対象者C/(A+C)
同和地区計	3,054	2,470	81.3	1,265	930	73.5	27.4	29.3
As	1,259	961	76.3	198	137	69.2	12.5	13.6
Kn	641	491	76.6	365	191	52.3	28.0	36.3
Nk	360	286	79.4	294	251	85.4	46.7	45.0
Zm	248	233	94.0	264	237	89.8	50.4	51.6
Mw	355	345	97.2	53	42	79.2	10.9	13.0
Og	84	76	90.5	12	11	91.7	12.6	12.5
Hn	92	78	84.8	77	61	79.2	43.9	45.6

付表 混住率の変化

地区名	混住率				人口、地区全体			
	1971年	1975年	1988年	1993年	1971年	1975年	1988年	1993年
As	22.0	28.1	17.9	13.6	5,243	4,763	3,408	3,398
Kn	0.0	1.3	10.7	36.3	1,328	1,907	3,124	2,647
Nk	0.0	2.4	56.7	45.0	897	1,127	2,392	2,045
Zm	0.0	11.5	53.3	51.6	864	914	1,485	1,705
Mw	0.0	6.0	9.8	13.0	908	1,146	1,364	1,283
Og	0.0	4.8	11.0	12.5	268	247	264	324
Hn	0.0	5.1	51.2	45.6	668	334	576	589

ここでの混住率は、非同和関係人口を地区人口で除したものである。総務庁の計算方法とは違う。

の間には大きな違いがないので、われわれの有効回答集団は、調査対象から大きく偏ったものではないことが分かる。

3. 世帯類型

単純に、「同和関係世帯」と「転入世帯」を比較する方法もあるが、それでは多様化した実態を見落とすことになる。この調査に先立ち、調査対象地区のすべてを回り、地域のリーダーからの聞き取り調査を行った。その時の印象から、一口に「転入世帯」といっても、階層的な違いがあることが実感された。そこで、同和関係と転入の別だけではなく、それに階層的な要因を加えて分析する必要があると考えた。では、どのような指標を用いれば、意味ある階層区分を行うことができるのだろうか。

職業的な階層区分、学歴による階層区分、あるいは経済状態による階層区分などが考えられる。あれこれ検討した結果、ここで取り上げたのは、住宅の所有形態による階層区分である。地区の居住ブロックは、住宅の所有形態によって大きく分かれていることが多い。そのために居住の近接性により日常的な接触交流の頻度も違ってきているだろう。また、地域に対する要求の類似性もみられるだろう。この指標は、シンプルで、客観的で、可視的である。それだけではなく、結果的には、この階層区分は、経済状態による階層区分と極めて強い関連をもち、かつ説明力をもっていた。

住宅の所有形態は、大きく「持ち家」、「県・市の公営賃貸住宅」、「民営の賃貸住宅」の3つに分かれる。その他「公団・公社などの賃貸住宅」、「給与住宅」、「借間」があるが、ごくわずかであったので、以下の分析では除いた。

「転入世帯」についてみると、大半が「持ち家」である（72%）。「公営住宅」は12%、「民間借家」は14%である。ただ、注意しておかなければならないことは、「転入世帯」が「公営住宅」に入居しているのは、どの地区でもみられることなく、特にA s地区に集中していることである。他は最も多いのでMw地区の5世帯である。したがって「転入世帯・公営住宅」といえば、A s地区のことである。だから、以下で述べる「転入世帯・公営住宅」層の特徴は、たまたまA s地区の特殊事情ということもあるので、他の都市にも一般化できるかどうかは、慎重な検討を要する。

「民間借家」は、全部で205世帯であるが、K n地区には、わりと多く95世帯を占める。Z m地区にも57世帯ある。

「転入世帯」を、住宅の所有関係を軸に、「持ち家」層（72%）、「公営住宅」層（12%）、「民間借家」層（14%）の3つに分ける。比較のために「同和関係世帯」も同じく3つに分け、都合6つの世帯類型をつくった。

表2 世帯類型

	転入世帯		同和関係世帯	
	実数	%	実数	%
持ち家	672世帯	72.3%	1,217世帯	49.3%
公営住宅	113世帯	12.2%	1,131世帯	45.8%
民間借家	133世帯	14.3%	72世帯	2.9%
その他	12世帯	1.3%	50世帯	2.0%
計	930世帯	100.0%	2,470世帯	100.0%

4. 転入世帯の存在形態

地区ごとに各カテゴリーがどれぐらいの比重を占めているのかをみよう。いくつかのパターンが、浮かび上がってくる。

図1 地区別世帯類型

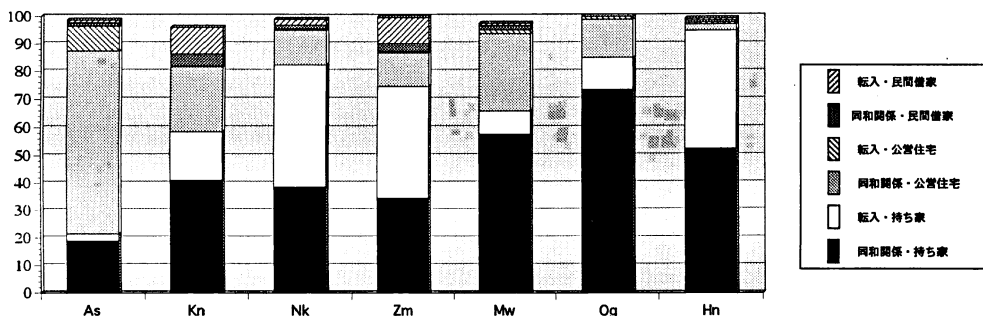


表3 地区別世帯類型

	同和関係 ・持ち家		転入世帯 ・持ち家		同和関係 ・公営住宅		転入世帯 ・公営住宅		同和関係 ・民間借家		転入世帯 ・民間借家		その他	計
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%		
As	207	18.9	28	2.6	725	66.0	98	8.9	15	1.4	9	0.8	16	1098
Kn	280	41.1	119	17.4	159	23.3	2	0.3	30	4.4	65	9.5	27	682
Nk	208	38.7	235	43.8	67	12.5	3	0.6	7	1.3	11	2	6	537
Mw	223	57.6	32	8.3	108	27.9	5	1.3	6	1.6	3	0.8	10	387
Zm	162	34.5	189	40.2	57	12.1	3	0.6	13	2.8	44	9.4	2	470
Og	64	73.6	10	11.5	12	13.8	1	1.1						87
Hn	73	52.5	59	42.4	3	2.2	1	0.7	1	0.7	1	0.7	1	139
計 (実数)	1217		672		1131		113		72		133		62	3400
%	35.8	19.8	33.3	3.3	2.1	3.9	1.8	100.0						

4-1. 【都市・公営住宅中心型】

都市の中心部に立地し、中高層の集合住宅を中心に街づくりがされているタイプ。「転入世帯」は、かなり古くからの居住者で、大半は公営住宅に入居している。これらの世帯は地区の改良事業にもなって、除却の対象となった老朽家屋、木賃アパートに入居していたものが、改良住宅に入居するようになったもの。

この代表は、A s 地区である。A s 地区は、伝統的には革なめしが盛んなところで、日本の3大産地のうちの一つである。かつては、鞣工場と住宅が混在していたが、地区改良事業も進捗し、かなり住工の分離が行われるようになった。道路の拡幅、公営住宅の建設により、地域の景観は大きく変わった。地区内で公営住宅の占める割合は、8地区のうちで最も高く、持ち家は少ない。「転入世帯」も、公営住宅に入居している。公営住宅と持ち家の比率は、「同和関係世帯」と「転入世帯」との間で、大きな違いはない。「転入世帯」は、地区の中では10数パーセントで、それほど大きな比重を占めていない。

4-2. 【建売住宅転入型】

かつて農地が地区を取り囲んでいたが、近年の宅地開発にもなって、土地の安いところに目をつけた中小の宅建業者が、建売住宅団地を開発し、部落を包摂するような形になったタイプ。大規模の団地であれば、計画的な街区が形成され、別の町名がつけられたり、独立した自治会がつくられる。しかし、小規模なものであると、アクセス道路も旧来のものを利用したのになり、独立した街区を形成するにいたらず、部落の方から周辺部に新築した家々と一体になったタイプ。

これの代表的なものが、N k 地区、Z m 地区である。これらの地区では「転入世帯」が半数以上を占めている。「同和関係世帯」は大半が持ち家に住んでいるが、一部は公営住宅にも住んでいる。ただ、N k 地区の場合は、民間借家層はほとんど見られないが、Z m 地区の場合は、「転入世帯」が一部、民間借家に居住しているという点が、わずかに違っている。

K n 地区もこのサブ・タイプである。K n 地区は、旧市街地の外れにあり、周辺には町工場も多い。一部に農地が残っているが、ほぼ周辺の地域と連結している。「転入世帯」は3割とN k、Z m 地区と比べて少ない。地区内の周辺部のあちこちに中層の公営住宅が建設されており、4分の1ほどの世帯がそこで生活している。面的整備は行われておらず、地区内の道路も一部拡幅されているが、まだ中心部には狭い道が残っている。長屋建の民間借家も1割ほど占めている。この点はZ m 地区とよく似ている。

4-3. 【農村・流入型】

市街地から離れており、まだ市街化の波をかぶっていない。したがって周辺部には農地が多く残っており、それによって隣の集落と明瞭に分離されている。「転入世帯」は、多くない。

これにあてはまるのはMw地区とOg地区である。

Mw地区は、A市内から離れた農村部に立地する。急傾斜地にへばりついた家が、まだ多く残っている。そこへ至る道は狭く、人一人がやっと通れるぐらいである。家は、山の斜面から谷をうめ、平地へと広がっている。かつては排水がわるく浸水に悩まされたが、現在は、3基の大型ポンプを備えた排水施設がつくられている。川はカルバート工法で蓋をされ、道が拡幅されて、村の東西を結ぶ幹線道路となっている。3割が公営住宅である。「転入世帯」は約1割であり、その大部分は持ち家住宅に住んでいる。集落から離れた谷に、戦後まもない時期に建設された、水害の被災者のための公営住宅団地がある。これは、平屋で間取りも狭く、かなり老朽化しており、建て替えが必要である。

Og地区は、周辺を田畑でかこまれた87世帯の小さな集落である。一戸、一戸の家は、比較的大きく、よく手入れがされているが、面的整備の時期を逸したようで、道は狭く、ムラのメインストリートでも自動車の通行が困難なほどである。

4-4. 【郊外・混住型】

一戸建て住宅中心の小規模の同和地区で、郊外の比較的交通の便のよい所で、自然発生的に混住が進行したタイプ。

この代表はHn地区である。団地化された公営住宅はなく、一戸建て住宅で形成されている。国道沿いの便利なところにあり、一般の住宅の間に、商店や事務所が散見される。転入者層の占める割合はかなり高く、もともとの住民とほぼ同数である。農家風の家は残っているが、最近改築・新築された家も多く、住宅の敷地面積は広く、落ちついた住宅地となっている。転入者ともともとの住民との棲み分けは明確にはなされておらず、文字通り混住化が進行している。

5. 転入時期

5-1. 住宅建設の時期

では、転入者はいつから居住するようになったのだろうか。残念ながら、この調査では、転入時期は聞いていない。そこで間接的であるが、住宅の建設時期をみてみよう。

まず「転入・持ち家世帯」についてみると（表3）、「昭和56～60年」が30%を占め、最も多く、この時期の前後、すなわち昭和51年以降今日までが79%を占めている。この時期は、同和对策事業によって地区の住環境が大きく変化しつつあった時期でもある。

なお、A市全体の人口は、1980年では40万人。1970～80年の10年間で約3万人の増加である。その前の10年間（1960～70年）では8万人も増加しているから、この10年間の増加はそれほど大きなものではない。だが70年代の後半ごろから人口増加はストップし、最近の10年間（1980～90年）では、約5000人減少している。

このような市全体の傾向と照らし合わせると、上の転入・持ち家層の住宅建設が多くみられた「昭和56～60年」は、A市の人口が、停滞ないしやや減少傾向に入った時期であり、A市全体の人口の動きとやや遅れている。

人口の減少は、A市の経済に大きく影響を与えた住友金属工業A工場の生産規模の縮小によるところが大きい。それに代わるような新たな雇用創出もなく、聞き取り調査をした限りでは、他府県からの「転入世帯」はほとんどなく、A市内もしくは、県内からの転入が多いという。

なお、「同和関係世帯」の持ち家の建設時期は、「転入世帯」とは大きく違っている。転入者の場合は、「昭和45年以前」はわずかであるが、「同和関係世帯」の場合は4割近くを占め、古い住宅がかなり存在する。また、「転入世帯」と比べると、最近の建設は少ない。

他方、「転入・民間借家」は、同和対策事業が本格化する前の昭和45年以前に建設されたものに住むものが半数を占めている。民間借家は、あとでみるように木賃アパートが大半で、地区改良事業から取り残されたものである。建設時期は、必ずしも同和地区への転入時期と一致するわけではないが、「借家」層は、かなり以前に転入してきている可能性が高い。

表4 類型別建設時期

	建設計	昭和26		昭和35		昭和46		昭和51		昭和58		昭和61		平成元年	計
	昭和25	昭和25	～昭和35	～昭和45	～昭和50	～昭和50	～昭和60	～昭和65	以降						
同和関係・持ち家	8.2	4.4	7.4	18.1	13.1	14.0	16.4	7.1	11.3						100.0
転入世帯・持ち家	0.6	0.1	1.9	4.9	13.4	20.4	29.7	13.4	15.5						100.0
同和関係・公営住宅		0.6	2.7	6.2	27.6	18.5	25.1	15.6	3.7						100.0
転入世帯・公営住宅			0.9	8.0	27.4	16.8	22.1	22.1	2.7						100.0
同和関係・民間借家	4.3	7.1	15.7	35.7	25.7	2.9	4.3	1.4	2.9						100.0
転入世帯・民間借家	0.8	1.6	11.8	37.0	15.0	6.3	15.7	9.4	2.4						100.0
計	3.2	2.0	5.0	12.4	18.8	16.3	21.8	11.8	8.8						100.0

5-2. 世帯主の年齢

そこで転入者層の年齢をみてみよう。予想したほど、「転入・民間借家」の世帯主の平均年齢は高いわけではない。「転入・持ち家」の49.6歳と比べて変わりはない。

さらに詳しく、世帯主の年齢の分布を「転入世帯」の「持ち家」と「民間借家」とを比較すると（図3）、持ち家を購入するほどの資金をもたぬ若い世代では「民間借家」が多くなっている。「持ち家」は、40歳代から60歳にかけて多くなっている。「民間借家」は65歳を過ぎると、「持ち家」より多くなっているが、「公営住宅」が、それよりさらに多い。「公営住宅」の世帯主の平均年齢は57.4歳で、最も高い。相対的に「民間借家」が少ないのは、50歳から64歳の年齢層である。

つぎに「持ち家」について「転入世帯」と「同和関係世帯」とを比べてみると、「転入世帯」の方が、世帯主の平均年齢が6.4歳ほど若くなっており、この分だけ分布の山がずれている（図4）。これは建設時期の違いに現れた傾向と一致している。

「公営住宅」について「転入世帯」と「同和関係世帯」とを比べてみると、平均年齢では、「転入世帯」の方が高くなっている。年齢の分布をみると、一部に乱れはあるが、「転入世帯」は55歳以上が多くなっている（図5）。

表5 世帯主の平均年齢

	同 和 関 係	転 入 世 帯
持 ち 家	56.0歳	49.6歳
公 営 住 宅	54.1歳	57.4歳
民 間 借 家	52.8歳	50.7歳

図2 世帯主の年齢別分布（公営住宅と民間借家）

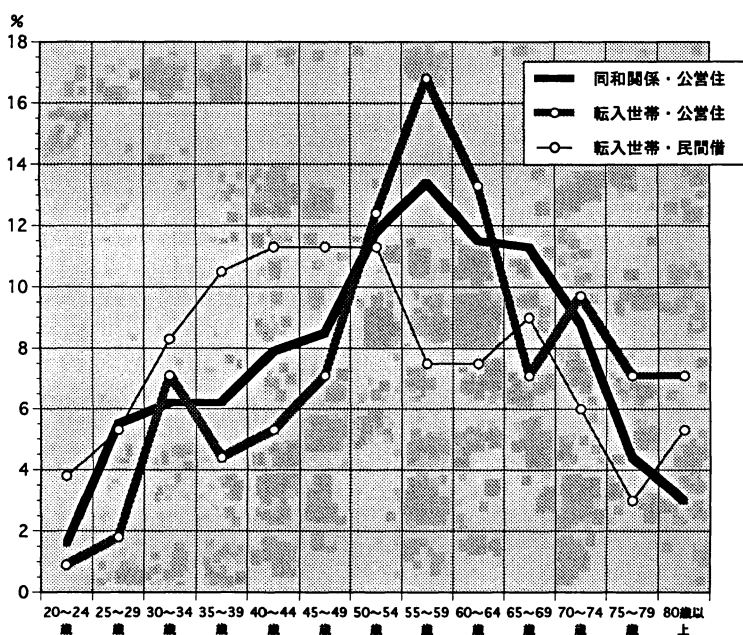


図3 世帯主の年齢別分布（転入世帯の比較）

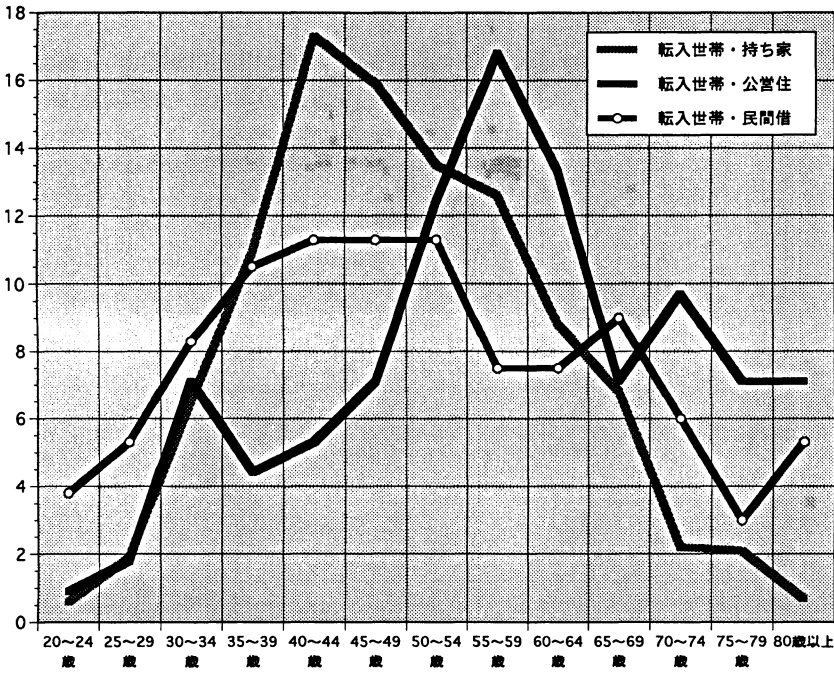


図4 世帯主の年齢別分布（持ち家）

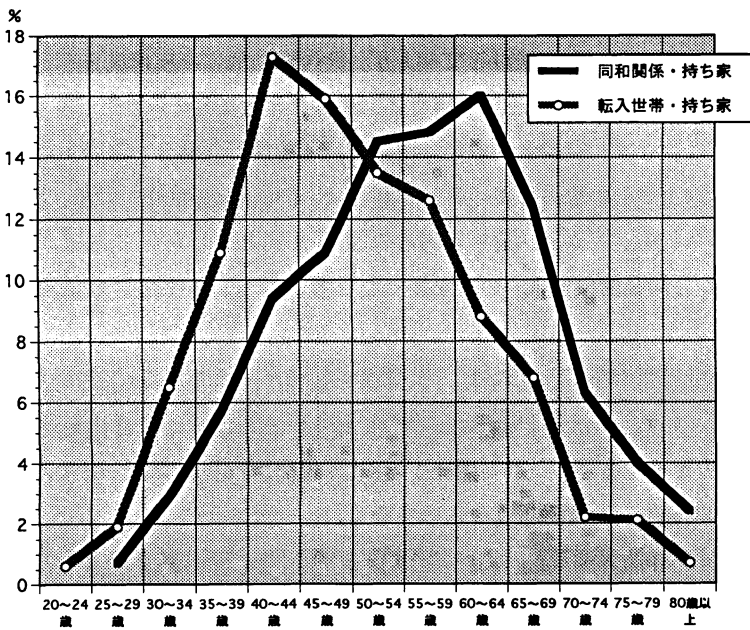
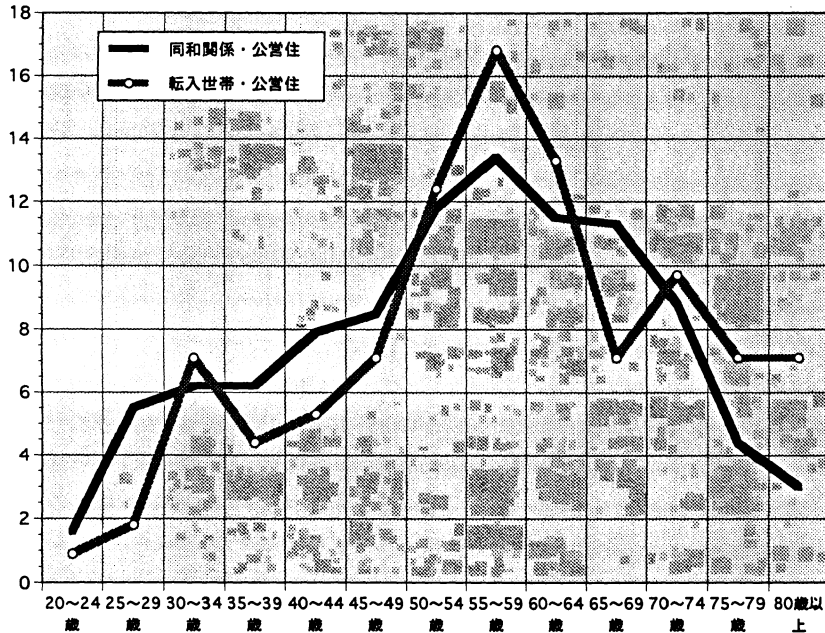


図5 世帯主の年齢別分布（公営住宅の比較）



6. 家族類型

つぎに家族構成に違いがあるかどうかを検討してみよう。世帯類型別に家族構成をみると、いくつかの特徴が指摘できる。まず、「公営住宅」層では、単独世帯や夫婦のみ世帯が多くなっている。これらは若い世帯は少なく、高齢者が多い。例えば、単独世帯の場合、世帯主が39歳未満は8%にすぎず、60歳以上が64%を占めている。これらは、「同和関係世帯」、「転入世帯」を問わず、同様の傾向がみられる。しかし、違いがあるのは、「片親と子ども」である。このケースは、「転入世帯」より「同和関係世帯」の方が多くなっている。この世帯主の年齢は、50.9歳である。

「民間借家」層では、単独世帯が多い。これは、「公営住宅」層と同様である。特に「同和関係世帯」の方が多くなっている。また、「片親と子ども」も多い。これも「公営住宅」と同様に、「同和関係世帯」の方がやや多い。これと関連するが、「民間借家」層では、女性の世帯主が多いが、とくに「同和関係」では半数近くを占めている。

「持ち家」層をみると、「同和関係世帯」と比べて「転入世帯」には、「夫婦と子ども」が多くなっている。世帯主の年齢も45.7歳と比較的若い。

以上のことを多少デホルメしていうと、「公営住宅」層や「民間借家」層には独居老人や老夫婦のみ世帯、片親と子どもの世帯、および女性の世帯主が多い。さらに、これらの層は「転

入世帯」より「同和関係世帯」の方が多く、生活上の諸問題を抱えているようだ。これと対照的なのは「転入・持ち家」で、若い世帯主で夫婦と子どもの核家族が多い。

表6 家族構成

	単 独 世 帯	夫婦のみ世帯	夫婦と子ども	片親と子ども
同和関係・持ち家	11.6 %	19.1 %	34.9 %	8.1 %
転入・持ち家	4.5	16.1	55.5	7.0
同和関係・公営住宅	25.8	20.2	29.5	14.9
転入・公営住宅	30.1	25.7	23.9	8.0
同和関係・民間借家	41.7	13.9	22.2	15.3
転入・民間借家	28.6	18.8	36.1	13.5

表7 世帯主の平均年齢（その1）

	単 独 世 帯		夫 婦 の み 世 帯	
	同 和 関 係	転 入 世 帯	同 和 関 係	転 入 世 帯
持 ち 家	64.0 歳	61.5 歳	63.1 歳	57.9 歳
公 営 住 宅	61.9 歳	60.6 歳	59.4 歳	63.1 歳
民 間 借 家	58.1 歳	59.1 歳	56.6 歳	58.0 歳

表8 世帯主の平均年齢（その2）

	夫 婦 と 子 ど も		片 親 と 子 ど も	
	同 和 関 係	転 入 世 帯	同 和 関 係	転 入 世 帯
持 ち 家	50.0 歳	45.8 歳	55.2 歳	49.6 歳
公 営 住 宅	44.7 歳	46.9 歳	50.9 歳	54.6 歳
民 間 借 家	44.3 歳	42.3 歳	48.4 歳	45.1 歳

表9 世帯主が女性である割合

	世帯主が女性である場合	
	同 和 関 係	転 入 世 帯
持 ち 家	16.5 %	11.8 %
公 営 住 宅	33.4	25.7
民 間 借 家	45.8	33.1

7. 経済階層

7-1. 住民税課税状況

つぎに経済的階層との関係のみてみよう。まず、住民税課税状況について検討する。例えば4人家族の場合、住民税非課税は、総所得金額が134万1千円未満である。住民税均等割は、134万1千円以上161万円までである。それ以上の所得があれば、住民税は所得割となる。これらの住民の課税は、もちろん個人の所得による。この調査では、世帯単位でとらえ、一人でも、所得割で住民税を払っているものがいれば、所得割課税世帯としている。この指標は、所得がかなり低い層を細分するものとなっているが、中から上はすべて「所得割」になる。

このような大雑把な物差しでも、世帯類型によってかなり違う。まず「所得割」に注目すると、これが多いのは「持ち家」層である。「公営住宅」層や「民間借家」では、「所得割」は少なく、5割を切っている。一方「生活保護世帯」の率をみると、「公営住宅」は少なく、「民間借家」が多い。つまり「公営住宅」は「非課税」が多い。

つぎに「同和関係世帯」と「転入世帯」とを比べると、「公営住宅」では「同和関係」の方が良いが、「持ち家」や「民間借家」では「転入世帯」の方が良くなっている。

6つのグループの中で、所得が比較的安定しているのは「転入・持ち家」層である。その対極にあるのは、「同和関係・民間借家」である。生活保護は2割近くにもなっている。生活保護世帯の年齢の分布をみると、「70歳以上」が29%、「60～69歳」が57%と高齢者である。不安定な就労状態を生き、生計を維持するに足る年金を受け取れないためである。

表10 住民税課税状況

	生活保護	非課税	均等割課税	所得割課税
同和関係・持ち家	10.6 %	14.5 %	10.5 %	74.1 %
転入・持ち家	—	6.3	7.9	85.7
同和関係・公営住宅	8.2	32.3	10.8	48.6
転入・公営住宅	5.3	38.9	14.2	41.6
同和関係・民間借家	19.4	25.0	6.9	48.6
転入・民間借家	11.3	27.1	12.0	49.6

7-2. 年 収

年収は、有業者のみに尋ねたものである。年金や生活保護の給付金、家賃収入などは含まれていない。平均年収をみると、「持ち家」層が最も高い。これは住民税課税状況でみたのと同じである。年収が最も低いのは「民間借家」層で、「持ち家」の約半分程度である。「公営住宅」層は、それよりもやや高い程度である。

「同和関係世帯」と「転入世帯」を比べると、「持ち家」層でも、「民間借家」層でも同じで、「転入世帯」は「同和関係世帯」よりも50～60万円ほど多くなっている。しかし、「公営住宅」層は逆で、「転入世帯」の方が40万円ほど少なくなっている。

年収は、当然年齢によって違ってくるが、「転入世帯」と「同和関係世帯」との格差は、年齢別にみても認められる。ただ、唯一、例外は、40歳代「持ち家」層である。

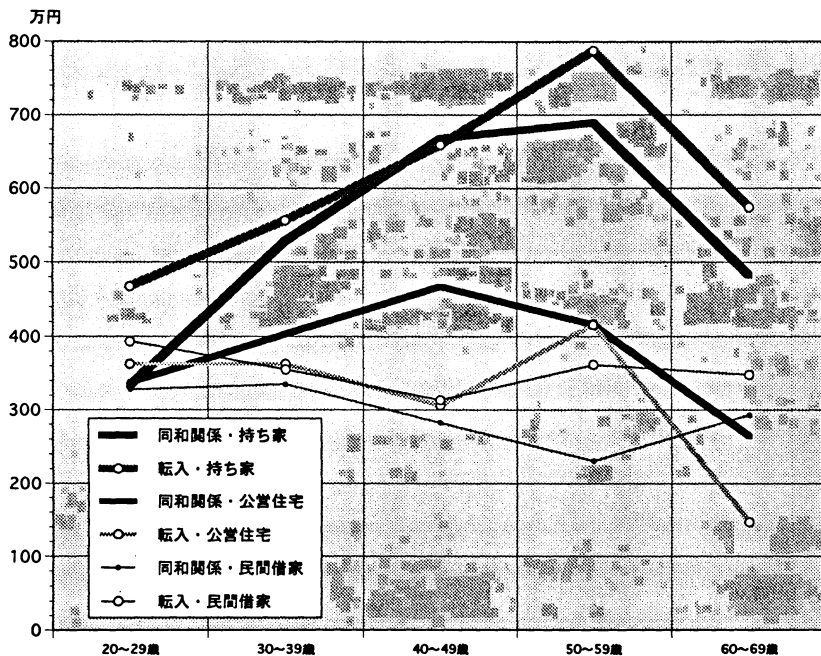
また、「公営住宅」層でも、40歳代の「転入世帯」はかなり収入が落ち込んでいる。40歳代の落ち込みが、単に偶然なのか、それとも何かの動きがあったのかは見極めがたいが、注目される現象である。

このように部分的には「転入世帯」の年収が低くなっているところもあるが、全般的には、「転入世帯」は「同和関係世帯」より50～60万円ほど高くなっている。しかし、その差も、住宅階層別の差よりは小さい。

表11 年齢別平均年収（有業者のみ、単位 万円）

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	平均
同和関係・持ち家	333.3	528.6	667.1	680.0	483.1	603.9万円
転入・持ち家	467.6	555.9	658.9	781.0	574.1	657.0
同和関係・公営住宅	337.8	403.0	467.5	415.9	264.8	395.4
転入・公営住宅	362.5	390.4	306.3	415.5	146.9	351.2
同和関係・民間借家	328.1	335.0	282.5	230.6	292.9	285.3
転入・民間借家	393.2	355.0	313.4	361.2	347.7	347.4

図6 年齢別平均年収（有業者のみ）



「同和関係世帯」と「転入世帯」との格差よりも、住宅階層による差の方が大きいということが明らかになった。そこで別の角度から、両者の関係をみてみよう。表12は、世帯の総収入の分布を示したものである。「年収299万円以下」の低所得世帯は、「同和関係世帯」では33%、「転入世帯」20%と、「同和関係世帯」の方が多くなっている。他方「年収700万円以上」は、「同和関係世帯」では25%、「転入世帯」32%と、「転入世帯」の方が多くなっている。これは、従来から言われていたように「転入世帯」の方が豊かだという見方に一致している。しかし、見方を変えてみれば、「年収299万円以下」の「転入世帯」20%は、「年収700万円以上」の「同和関係世帯」25%に比べて切り詰めた生活をしなければならない。個人施策を、同和関係であるかないかのみで資格要件を判断するとすれば、不満が大きくなっていくことになる。

これを詳しくみるために年齢別に集計した表13～表16をみてみよう。30歳代や50歳代では、「年収299万円以下」の低所得世帯の割合は、「同和関係世帯」の方が「転入世帯」よりも10ポイント以上多くなっている。40歳代では統計的な有意差は認められないが、「同和関係世帯」の方に低所得世帯が多くなる傾向はある。しかし60歳代についてみると、低所得者世帯の比率は、45%ほどに上昇するが、「同和関係世帯」と「転入世帯」との間で分布はほぼ同じである。

表12 世帯主の年収（全年齢、「不明」は除く）

	～199万円	200～299	300～399	400～499	500～599	600～699	700～799	800～899	900万円	計
同和関係	19.1	13.9	14.5	11.1	6.1	10.7	5.3	9.9	9.4	100.0
転入世帯	10.7	9.3	11.5	12.3	6.7	18.1	4.5	13.1	13.9	100.0
計	16.6	12.5	13.6	11.5	6.3	12.9	5.1	10.9	10.7	100.0

表13 世帯主30～39歳の年収（「不明」は除く）

	～199万円	200～299	300～399	400～499	500～599	600～699	700～799	800～899	900万円	計
同和関係	7.5	14.1	27.8	15.8	7.9	13.7	4.6	4.1	4.6	100.0
転入世帯	4.1	8.1	18.9	18.9	5.4	29.1	1.4	9.5	4.7	100.0
計	6.2	11.8	24.4	17.0	6.9	19.5	3.3	6.2	4.6	100.0

表14 世帯主40～49歳の年収（「不明」は除く）

	～199万円	200～299	300～399	400～499	500～599	600～699	700～799	800～899	900万円	計
同和関係	11.4	11.2	9.0	11.9	9.3	15.0	4.8	15.2	12.1	100.0
転入世帯	7.5	7.5	10.3	12.6	8.7	19.0	4.0	17.4	13.0	100.0
計	10.0	9.8	9.5	12.2	9.1	16.5	4.5	16.0	12.5	100.0

表15 世帯主50～59歳の年収（「不明」は除く）

	～199万円	200～299	300～399	400～499	500～599	600～699	700～799	800～899	900万円	計
同和関係	16.4	13.4	11.7	9.9	5.9	10.7	7.5	13	11.5	100.0
転入世帯	8.2	9.2	5.3	9.2	5.8	16.4	6.3	14	25.6	100.0
計	14.3	12.3	10.1	9.7	5.8	12.2	7.2	13.3	15.2	100.0

表16 世帯主60～69歳の年収（「不明」は除く）

	～199万円	200～299	300～399	400～499	500～599	600～699	700～799	800～899	900万円	計
同和関係	31.3	14.3	13.5	10.2	4.6	7.5	4.6	6.2	7.8	100.0
転入世帯	32.7	11.9	10.9	7.9	5.9	7.9	6.9	6.9	8.9	100.0
計	31.6	13.8	12.9	9.7	4.9	7.6	5.1	6.4	8.1	100.0

8. 就労状況

8-1. 有業率

世帯主の有業率をみると、「転入・公営住宅世帯」が最も低く(58%)、最も高い「転入・持ち家世帯」(86%)と比べて30ポイント近くの開きがある。これは年収でみた傾向と一致している。

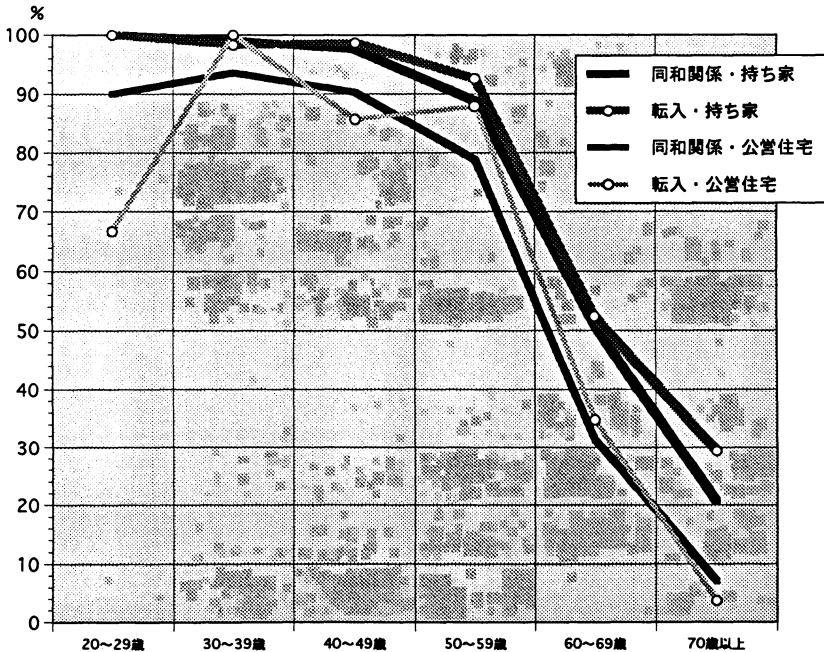
有業率は、年齢や健康状況に大きく規定されている。そこで、年齢別にみると「転入・公営住宅」は、かなり年齢による変動は激しく、40歳代で86%と落ち込んでいる。また20歳代は67%と異常に少ない。ただし、これは人数がわずか3人と少ないためによるところが大きい。

「同和関係・公営住宅」は、「持ち家」層より有業率は低く、年齢が高くなるにしたがって、差は開き、60歳代で20ポイントほど低くなっている。また、「転入・公営住宅」は、これよりも、さらに不安定な生活状況に置かれているようだ。

表17 世帯主の有業率

	同 和 関 係	転 入 世 帯
持 ち 家	72.1%	86.3%
公 営 住 宅	61.9	57.5
民 間 借 家	63.9	72.9

図7 年齢別有業率



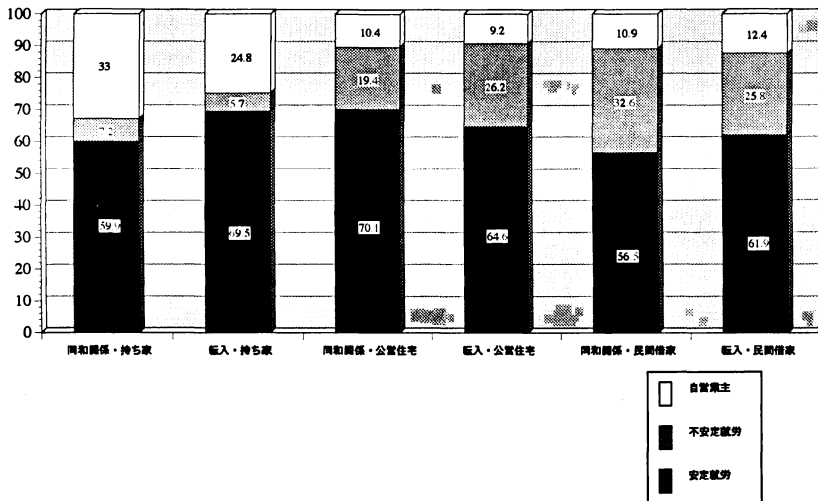
8-2. 就労の安定性

就労の安定性は、どうであろうか。雇用上の地位と、職場での呼称を考慮して、「安定就労者」、「不安定就労者」および「自営業主」の3つのカテゴリーに分類した。「安定就労者」は、「常雇」であり、かつ職場での呼称が「正規職員・従業員」であるもの。「役員」は、これに含めた。「自営業主」は、雇人のある自営業主、および雇人のない自営業主である。「不安定就労者」は、これら以外のものである。これには、「臨時雇」、「日雇」などはもとより、「常雇」であるが、「パート」とか「嘱託」と答えたものが含まれる。

さて、これを就労の安定性をとらえる物差しとして使ってみると、「安定就労者」の割合は、意外なことに「同和関係・公営住宅」層に多く、「転入・持ち家」と並んでいる（70%）。「同和関係・持ち家」層は、予想に反して少ない（60%）。この層には、「自営業主」が多い（33%）ためである。「転入・持ち家」でも、「自営業主」は多い。

「自営業主」が安定した経営を営んでいるかどうかは、こうした調査では、なかなか把握しがたい。なかには、失業同然の一人親方的なものも含まれているが、雇人がいないからといって、ただちに不安定だと断定することはできない。しかし、「同和関係・持ち家」グループにおける自営業主のウエイトの重さから考えると、これら「自営業」層の経営の安定が、経済生活だけでなく、コミュニティとして部落の動向に極めて大きな影響を与えることは否定しが

図8 世帯主の就労状況



たい。

それぞれの類型別に年齢ごとの安定就労率をみると、「持ち家」層では、「同和関係」、「転入世帯」がほぼ同じ傾向を示している。ただ、50歳代で、「同和関係世帯」が10ポイントほど、

「転入世帯」より低くなっている。その分だけ、「自営業主」が多くなっているので、「不安定就労者」が多い訳ではない。

「公営住宅」層では、「不安定就労者」がどの年齢層でも、「持ち家」層とくらべて、格段に多くなっている。

年収のところで指摘したように、40歳代の「転入・公営住宅」、「同和関係・民間借家」、「転入・民間借家」の各グループの年収が落ち込んでいたが、就労状況をもても、「不安定就労者」の割合が、それぞれ30%を越えている。

図9 安定就労者

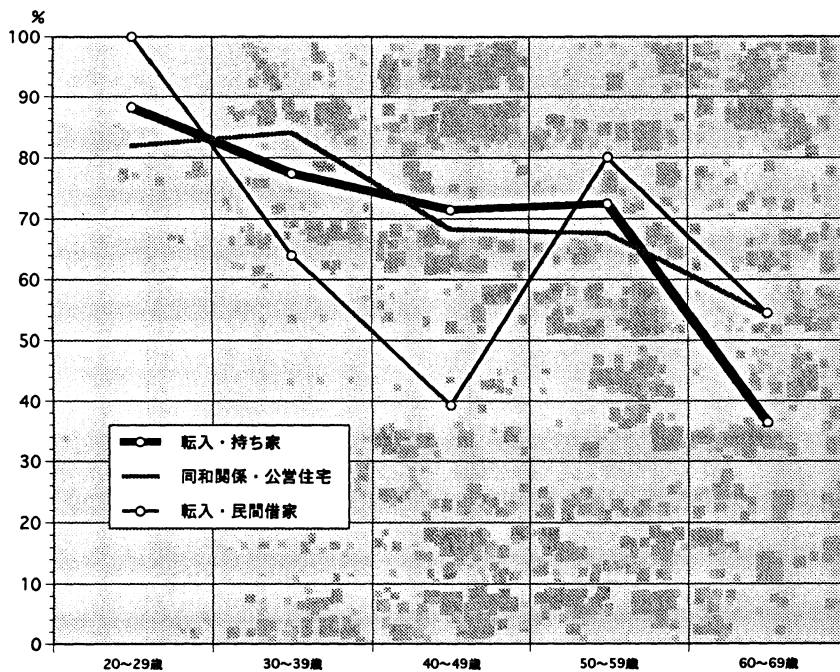


表18 安定就労者

	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳
同和関係・持ち家	88.9	72.8	74.7	62.7	34.7
転入・持ち家	88.2	77.4	71.4	72.4	36.4
同和関係・公営住宅	81.9	84.0	68.3	67.6	54.3
転入・公営住宅	50.0	84.6	66.7	62.1	50.0
同和関係・民間借家	62.5	60.0	60.0	66.7	42.9
転入・民間借家	100.0	64.0	39.3	80.0	54.5

図10 不安定就労者

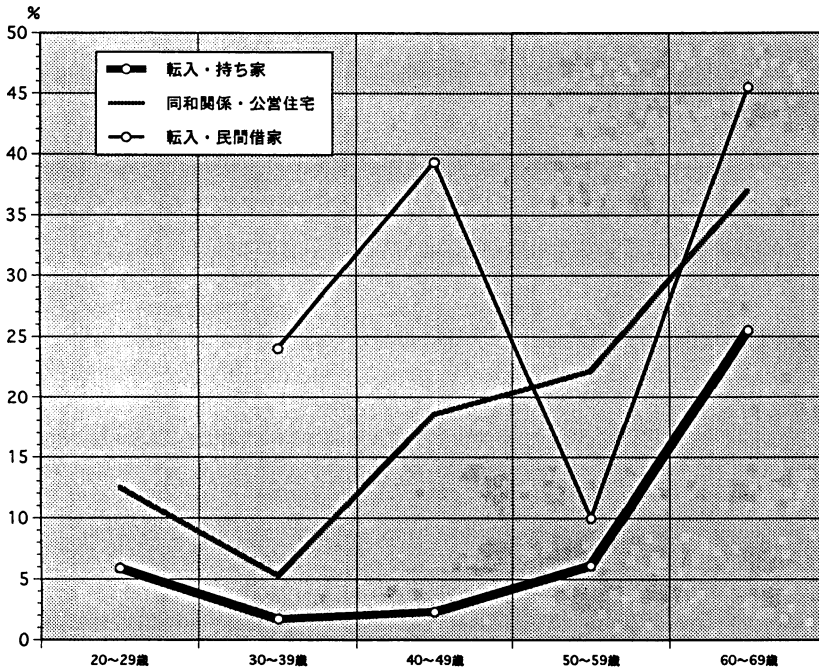


表19 不安定就労者

	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳
同和関係・持ち家	11.1	1.9	0.8	7.6	17.6
転入・持ち家	5.9	1.7	2.3	6.1	25.5
同和関係・公営住宅	12.5	5.3	18.6	22.2	37.0
転入・公営住宅	50.0	7.7	33.3	20.7	50.0
同和関係・民間借家	25.0	30.0	30.0	11.1	57.1
転入・民間借家	—	24.0	39.3	10.0	45.5

表20 自営業者

	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳
同和関係・持ち家	—	25.2	24.5	29.7	47.7
転入・持ち家	5.9	20.9	26.4	21.5	38.2
同和関係・公営住宅	5.6	10.7	13.2	10.2	8.6
転入・公営住宅	—	7.7	—	17.2	—
同和関係・民間借家	12.5	10.0	10.0	22.2	—
転入・民間借家	—	12.0	21.4	10.0	—

9. 学歴構成

世帯主の学歴構成をみると、「持ち家」層の方が「公営住宅」層よりも、高校、もしくは大学・短大を卒業しているものが多くなっている。これは、年収や経済状況でみたのと同じ結果である（表21）。

教育の取得状況は、年齢によって大きく違っている。年齢の分布の違いが、学歴構成の違いを生み出している可能性もあるので、年齢別にみる必要がある。高校卒業者の比率は（図11）、「持ち家」層では「同和関係世帯」と「転入世帯」との間で、20歳から49歳の世代ではほとんど変わりが無い。格差がみられるのは、50歳以上の世代である。

また大学・短大・専門学校の卒業者の比率は、「持ち家」層では、30歳代を例外として「転入世帯」の方が「同和関係世帯」を上回っている（図12）。しかし、その差は数%、多くても5%程度のものであるから、そう際立った違いではない。こうしたことを考えると、20～49歳代の「持ち家」層について、学歴の点では「同和関係世帯」と「転入世帯」とは同質的であるとみてよい。

だが、「同和関係世帯」と「転入世帯」との間以上に大きいのは、「持ち家」層と「公営住宅」層との違いである。大学・短大・専門学校卒と高校卒のいずれについても、両者の間には大きな格差がある。こうした学歴構成からみれば、「同和関係世帯」と「転入世帯」との間よりも、「持ち家」層と「公営住宅」との違いが大きい。

表21 学歴構成

	不就学	初等教育修	中等教育修	高等教育修	在学/不明
同和関係・持ち家	3.4	58.3	28.9	9.3	0.1
転入世帯・持ち家	0.4	40.6	43.2	15.6	0.1
同和関係・公営住	7.5	68.5	19.8	3.8	0.4
転入世帯・公営住	1.8	67.3	26.5	4.4	—
同和関係・民間借	6.9	59.7	29.2	4.2	—
転入世帯・民間借	4.5	63.9	24.8	6	0.8

図11 年齢別高校卒業者の割合

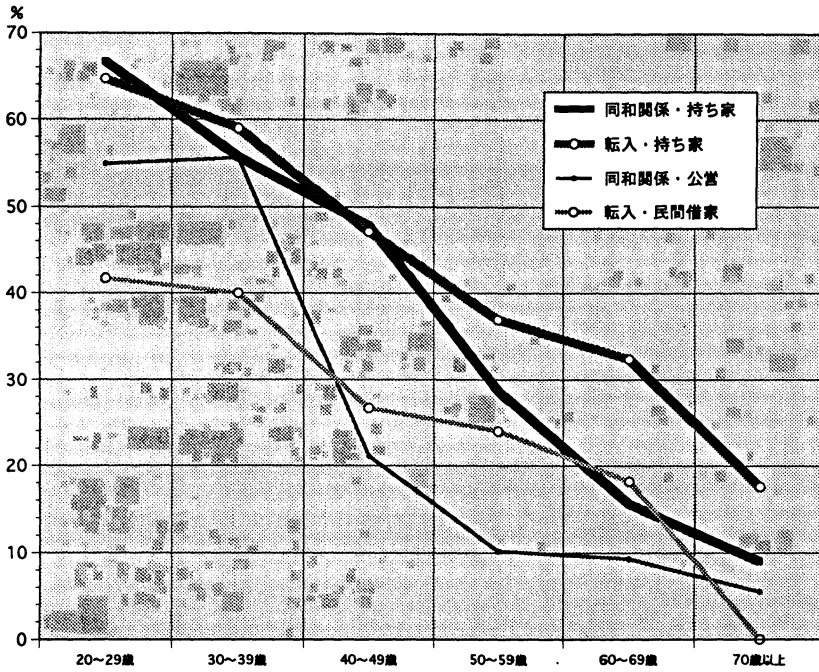
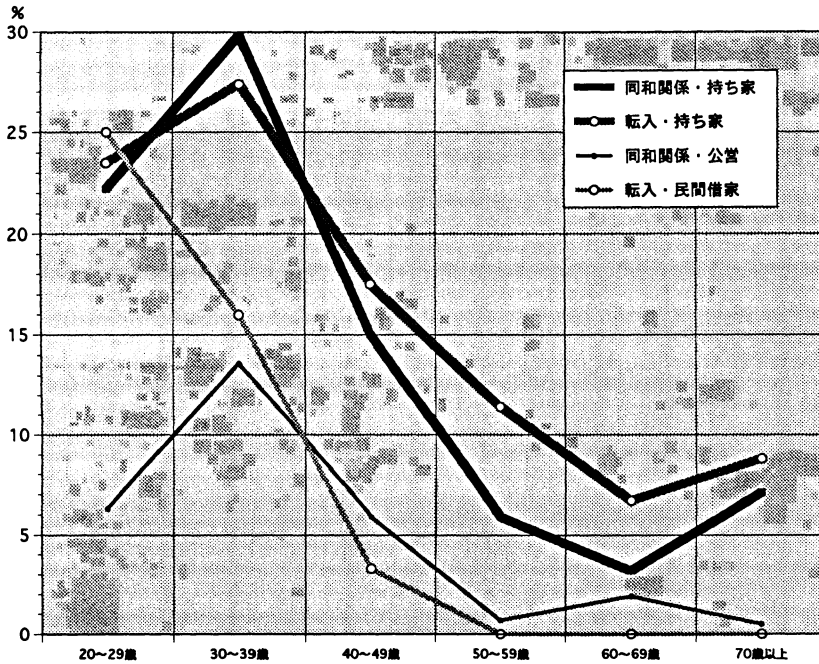


図12 年齢別大学・短大・専門学校卒業者の割合



10. 被差別体験

質問は「あなたは、今までに、同和地区の人であるということによって人権を侵害されたことがありますか」と聞いたものである。総務庁調査では、調査対象者を属地属人主義でとらえているので、このような質問文にしたのであろう。しかしA市の場合、調査対象者を、いわゆる属地主義でとらえているので、この質問文では、混乱が生じた可能性がある。部落出身ではないが、同和地区に住んでいるということによって差別された体験をもつものは、これに「有」と答えるべきか、「同和地区の人」でないのだから、これには該当しないとして「無」と答えるべきか。総務庁作成の「調査の手引き」でも、この点については、何も指示はしていない。A市の場合もそれにならって、別段指示はしていない。あくまで面接対象者の判断に委ねた。

その結果は、表22の通りである。同和関係世帯の場合、約2割が被差別体験をもっている。しかし、注目すべきことは、転入世帯でも被差別体験をもつものがあることだ。なかでも「公営住宅」は13%に達している。しかし、「転入・持ち家」層は4%と少ない。この違いは、何に由来するのだろうか。

表22 人権侵害の有無

	同 和 関 係		転 入 世 帯	
	%	実 数	%	実 数
持 ち 家	19.0%	231	3.6%	24
公 営 住 宅	24.6	278	13.3	15
民 間 借 家	15.3	11	6.8	9
計	21.5	520	5.3	48

なぜ転入世帯において被差別体験をもつものが「持ち家」層より「公営住宅」層に多いのだろうか。「民間借家」層が「持ち家」層とならんで少ないから、階層的なものは、無関係であるようだ。そこで考えられるのは、「公営住宅」のもつシンボルの可視性である。「公営住宅」層は、「持ち家」層よりも被差別体験が多いのは、「同和関係世帯」でも同じである。公営住宅は、建築物の形状から外から目につきやすい。また住所によっても公営住宅団地に住んでいるということが分かりやすい。そのために同和地区に居住していることが他者にも分かり、同和関係者とみなされやすいのだろう。それが差別的発言や態度の引き金になっている可能性がある。

第二に、「公営住宅」層は、同和地区での居住歴も長い。それだから、短い「持ち家」よりも、被差別体験を受けるものが多くなっていることも考えられる。しかし、この可能性は大きくはない。第三に、他の調査結果から総合的に判断すると、転入世帯の中でも「公営住宅」層

は、同和関係住民との一体性が強いように思われる。日常生活場面での交流の頻度、地域に対する愛着、行政に対する要求の類似性、そのために被差別体験を共感的に受けとめる素地が形成されているのではないだろうか。

そもそも、転入世帯で「公営住宅」への入居基準は、行政の定めた一定の基準、例えば、不良住宅の居住者、土地・家屋を売却した者、住宅困窮度、収入などの条件だけではなく、それぞれの地区で定められた自主的ルールがある。地域で独自に判断した住宅困窮度、居住歴、地域活動への参加、解放運動への参加・協力度、地区内の職場への勤務など、さまざまな要素が考慮される。したがって、「公営住宅」層は、地域となんらかの関わりをもっていたものである。ところが、「持ち家」層や「民間借家」層には、地域と結びつきが何もなくとも、手頃な住宅があったからという理由で転入してくるものがある。だから、「公営住宅」層は、これらの層よりも、同和関係住民との一体性が強く当然である。

次に、被差別体験の時期をみると、「転入世帯」で、差別された時期が10年以上前であるのは、「公営住宅」層では56%であるが、「持ち家」層では29%と半減する。

差別された内容を見ると、転入世帯では「日常の地域の生活」が多い。「公営住宅」では47%、「持ち家」層でも33%と多い。他方、「同和関係世帯」では「日常の地域の生活」は少ない。「公営住宅」では11%、「持ち家」では13%である。また「結婚」は、転入世帯では、「同和関係・持ち家」(42%)、「同和関係・公営住宅」(40%)よりは少なくなっているとはいえ、「転入・持ち家」では33%もみられる。ただし、この比率は、人権侵害を受けたものだけを取り出して計算したものである。人権侵害を受けていないものも含めた全体の中で、結婚差別を体験したものの比率は、「同和関係・公営住宅」9.7%、「同和関係・持ち家」7.9%、「転入・持ち家」1.2%、「転入・公営住宅」2.7%となる。「同和関係世帯」よりも少なくなっているとはいえ、「転入世帯」でも、結婚差別を免れているわけではない。

なお、差別を受けたときの対処について違いがあるのかどうかについては、興味深いところであるが、そもそも数が少ないので、一定の傾向を読み取ることは困難である。

11. 住環境

11-1. 住宅条件

「転入世帯」の住む「民間借家」は、どんな住宅であろうか。まず建て方をみると、「長屋建」が65%を占めており、「一戸建」も20%ほどある。また建築構造は、「木造」が73%、「防火木造」が14%であり、「鉄筋コンクリート」は5%ほどであるから、いわゆるマンション風のものほとんどない。この傾向は「同和関係世帯」の場合でも同じであるが、「同和関係世帯」では「一戸建」が33%と、やや多くなっているのが少し違う。

平均の居住室は、「転入世帯」と「同和関係世帯」との間には違いはない。一般的な傾向と

して、居室数は、「持ち家」が多く、「公営住宅」は少なく、「民間借家」は、「公営住宅」より、わずかに多くなっている。

しかし、平均畳数でみると、両者の間には差異が認められる。一般的に「同和関係世帯」は、「転入世帯」よりも平均畳数は多い。とくに「持ち家」では差が大きく、4畳ほど広がっている。

さらに、「持ち家」層の平均敷地面積も、「同和関係世帯」の方が広がっている。「転入世帯」の148㎡に対して、「同和関係世帯」は234㎡と、100㎡近い開きがある。最近土地を買って転入してきた人と、もともと土地をもっていた人との違いが、はっきりと現れている。

「民間借家」の家賃をみると、「同和関係世帯」は、約2万6600円であるが、「転入世帯」は、約3万5800円と高くなっている。畳数においては、「同和関係世帯」がやや上回っているので、逆転現象がみられる。「同和関係世帯」の方が、建設時期が古い借家が多いこと、また入居時期も長いことから、こうした家賃の格差が生まれているものと思われる。

表23 平均部屋数と畳数

	平均部屋数		平均畳数	
	同和関係	転入世帯	同和関係	転入世帯
持ち家	6.8室	6.6室	36.4畳	31.6畳
公営住宅	2.8室	2.8室	12.5畳	12.1畳
民間借家	3.1室	3.2室	16.2畳	15.6畳

11-2. 環境満足度

住環境に対する満足度は、「持ち家」ほど高く、「公営住宅」になると低くなり、「民間借家」ではさらに低くなるという傾向がみられる。「同和関係世帯」と「転入世帯」とを比べてみると、概して「同和関係世帯」の方が、満足度が高くなる傾向にある。ただ、「公営住宅」層では逆で、「転入世帯」の方が、満足度が高くなっている。

これら6つのグループの中で、最も「不満」が多くでているのは、「転入・民間借家」層である。同じ民間借家でも「同和関係世帯」よりも不満は、2倍も多くなっている。その原因を、今回の調査の限られたデータで、つきとめることは困難である。今後の街づくりのために、整備が必要と思うかどうかをたずねている。これとの関係で、不満の原因を明らかにすることができるのではないかと考え、あれこれ分析してみた。その結果、わずかに関係があるとみられる項目は、「浸水の解消」ぐらいであった(表24)。それ以外の項目とは無関係であった。「浸水の解消」だけで、「転入・民間借家」の不満を説明するのは少し無理があるだろう。

表24 住環境の満足度

	「満足」とするものの割合		「不満」とするものの割合	
	同和関係	転入世帯	同和関係	転入世帯
持ち家	31.9%	26.7%	5.1%	5.4%
公営住宅	23.1	27.3	10.4	8.8
民間借家	18.1	13.5	8.3	18.8

6つの世帯類型は、住環境への不満、要求内容、地域への愛着度には、大きな違いがみられる。今後の街づくりのために何が必要かを、「その他」を含めて11項目を提示し、そのうちから、特に必要と思われるものを3つ選んでもらった。その結果の第1位から第4位までを、まとめたのが表24である。これを見ると、「同和関係」か「転入」との違いよりも、住宅の所有関係の方が、大きな違いを示している。

まず、「持ち家」層では、第1位に「公共下水道の整備」があげられ、つぎに「地区内道路の整備」、そして第3位に「下排水路の整備」がくる。「公営住宅」層では、第1位に「高齢者や弱者の拠点施設の建設」があげられている。「民間借家」層では、第1位に「公営住宅の建設」があげられている。「高齢者や弱者の拠点施設の建設」については、「民間借家」でも第3位にあがっているが、「持ち家」層では低い。おそらく「公営住宅」や「民間借家」層では、住宅が狭いために、年寄りの居場所がないためであろう。

街づくりという住環境にかかわる質問であるから、住宅の所有関係が大きな影響を与えているのは、当然であるともいえるが、「同和関係」か否かという要因以上に、大きな影響力を与えていることは、見逃すことができない。街づくりということについては、属人的要素を超えて、とりくむ必要があるだろう。

表25 世帯類型別、街づくりのために整備が必要なこと

	第1位	第2位	第3位	第4位
同和関係・持ち家	公共下水道	地区内道路	下排水路	高齢者施設
転入・持ち家	公共下水道	地区内道路	下排水路	幹線道路
同和関係・公営住宅	高齢者施設	地区内道路	公営住宅建設	まちなみ緑化
転入・公営住宅	高齢者施設	その他	まちなみ緑化	——
同和関係・民間借家	公営住宅建設	地区内道路	高齢者施設	公共下水道
転入・民間借家	公営住宅建設	公共下水道	高齢者施設	浸水の解消

だが、詳細にみると、「同和関係世帯」と「転入世帯」の間には違いがある。「公営住宅」層については、第1位は同じであるが、「転入世帯」では、第2位に「その他」があげられる(37%)。その具体的な内容については、突っ込んで聞いていないので、分からないが、住宅の狭さ、不備な設備の改善である可能性が高い。

また、「民間借家」層では、「同和関係世帯」は第二位に「地区内道路」をあげているが、「転入世帯」は、第4位にも入っていない。「地区内道路」への関心は「公営住宅」層でも低い。機会を見て、他へ転出することを考えているためであろうか。

さらに、「高齢者や弱者の拠点施設の建設」や「教育施設の充実」についても、「同和関係世帯」は、「転入世帯」よりも強い要求をもっている。これは、定住志向が強いためだろうか。こうしたことを考え合わせると、住宅関連の階層的要因によって街づくりのための要求内容については、違いが大きく規定されているが、それだけではなく、「同和関係世帯」であるか否かによって、地域への愛着度も微妙に違っていることがわかる。

また、「公共下水道」については、同じ民間借家でも「同和関係世帯」と「転入世帯」との間に大きな違いがみられる。「転入世帯」では第2位（41%）であるが、「同和関係世帯」では第4位（29%）と低い。これについては、概して、「転入世帯」の方が要求水準が高くなっている。転入前のところで水洗便所などの快適さを体験しているのだろうか。それに比べると「同和関係・民間借家」の要求水準が低いのは、こんなものだと諦めてしまっているのだろうか。

なお、「公的機関の誘致」については、要望するものは少なく（平均10%）。これらの6グループの間には有意な差は認められなかった。

表26 街づくり推進のために、今後整備すべきこととして選んだものの割合（その1）

	公共下水道の完成		浸水の解消	
	同和関係	転入世帯	同和関係	転入世帯
持ち家	47.5%	57.6%	14.1%	17.1%
公営住宅	18.4	13.3	7.6	2.7
民間借家	29.2	41.4	22.2	27.8

表27 街づくり推進のために、今後整備すべきこととして選んだものの割合（その2）

	高齢者・弱者の拠点施設		教育施設の充実など	
	同和関係	転入世帯	同和関係	転入世帯
持ち家	27.5%	15.8%	14.4%	12.8%
公営住宅	50.8	44.2	18.1	14.2
民間借家	29.2	30.1	4.2	12.8

表28 街づくり推進のために、今後整備すべきこととして選んだものの割合（その3）

	公営住宅の建設		まちの緑化	
	同和関係	転入世帯	同和関係	転入世帯
持ち家	6.2%	3.9%	16.4%	13.8%
公営住宅	28.1	20.4	26.2	27.4
民間借家	51.4	45.1	12.5	15.0

表29 街づくり推進のために、今後整備すべきこととして選んだものの割合（その4）

	地区内道路の建設		幹線道路の建設	
	同和関係	転入世帯	同和関係	転入世帯
持ち家	37.6%	35.7%	22.9%	26.8%
公営住宅	28.9	19.5	10.6	8.8
民間借家	31.9	24.1	9.7	12.8

表30 街づくり推進のために、今後整備すべきこととして選んだものの割合（その5）

	下排水路の整備		その他の	
	同和関係	転入世帯	同和関係	転入世帯
持ち家	28.5%	30.7%	18.7%	18.9%
公営住宅	12.2	13.3	26.0	37.2
民間借家	27.8	24.8	18.1	17.3

12. むすびに代えて

「同和関係世帯」と「転入世帯」と住宅階層を組み合わせると6つの類型を構成した。家族構成、経済的階層、就労の安定性、教育階層、住環境への要望など、これら6つの類型によってどのような違いがみられるのかを検討した。その結果、全般的に共通してみられたことは、「同和関係世帯」と「転入世帯」の違いよりも、住宅階層の違いの方が大きいことが分かった。

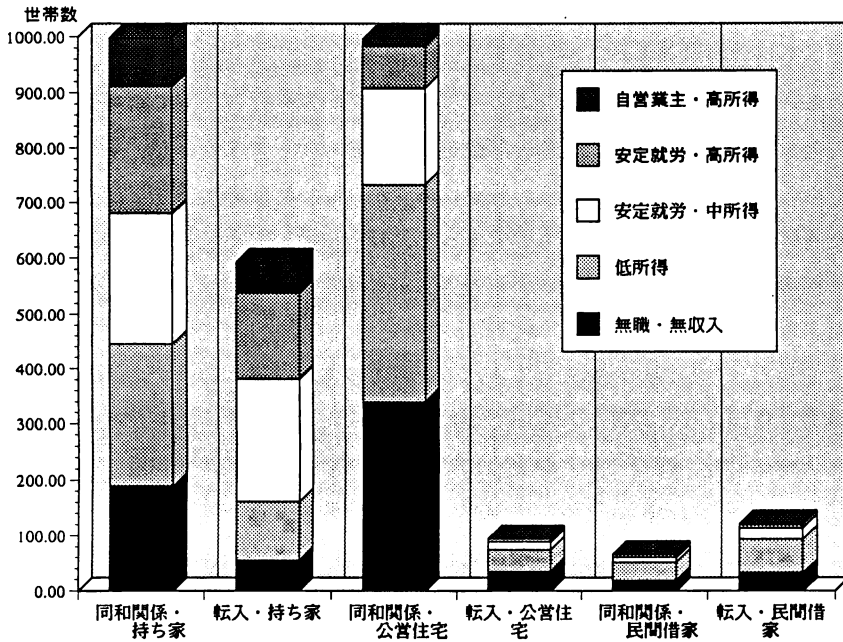
まず、同和地区という一つのコミュニティ空間で、日常的な生活では、明確な階層的な境界は意識されていないかもしれないが、階層的な裂け目が存在することが明らかになった。その裂け目は、同和関係世帯か転入世帯かという違いによって区分されるものではなく、住宅の所有関係による区分である。「持ち家」か「公営住宅」か、それとも「民間借家」かという違いは、A市の同和地区にあっては、経済階層や教育階層とかなりの程度強く結びついている。この傾向が、他の地域の同和地区にも一般化できるのかどうかは、慎重な検討を要するだろう。大阪市などのように土地がなく、中高層の集合住宅が多数を占め、一戸建て住宅がほとんどないところでは、多様な階層が公営住宅に居住しているので、ここでの知見は当てはまらないだろう。都市周辺部の建売住宅転入型の同和地区では、ここでの知見が確認できる可能性は高い。

住宅の所有関係が階層を分ける大きな要因だとしても、属人的要因が、影響を及ぼしていないわけではない。その典型は、低収入世帯の比率にみられる。年齢をコントロールしても、なお「同和関係世帯」の方が「転入世帯」よりも低収入世帯の比率は高くなっている。属人的要素の影響が消えるのは60歳以上になってからである。しかし、このような関係は、すべてにおいてみられるわけではなく、30歳代、40歳代の「持ち家」層の高学歴者の比率は、「同和関係世帯」と「転入世帯」との間で差が消失している。このように、齊一的な傾向がみられないこ

とが、今日の同和地区の特徴なのかもしれない。

経済階層や学歴階層では見えてこないが、日常の付き合いやネットワークの形成では、今日でもなお、属人的な要素は強く働いていると思われる。そこで、同和地区というコミュニティ空間で、階層区分を試みてみよう。どんな構図が描けるのか。要素は、①「同和関係世帯」か「転入世帯」かという属人的要素、②住宅階層、③年収、④就労の安定性である。これらによって構成される階層を図示したのが図13である^{註7)}。

図13 同和地区の階層構成



上層を形成しているのが「高所得の自営業主」および「高所得の安定就労者」であるが、このほとんどは「持ち家」層である。「同和関係世帯」と「転入世帯」とはほぼ3対2の割合に分かれている。

つぎにくる「中所得の安定就労者」は、「同和関係・持ち家」層、「転入世帯・持ち家」層および「同和関係・公営住宅」に多くみられる。「転入世帯・持ち家」層ではほぼ3分の1を占め、中核的な位置を占めているが、「同和関係世帯」ではその比率は低い。

底辺層を形成する「低所得者」は、「同和関係・公営住宅」層で多数を占める。「同和関係・持ち家」でも「中位の所得をもつ安定就労者」とほぼ同じくらい存在する。しかし「転入・持ち家」層ではわずかである。

最底辺に位置するのが、「無職・無収入」である。前節で、就労や収入を分析した時は、仕

事をしていないものや収入のないものを除外した。しかし、地域の階層構造全体を問題にする場合、含めて考察する必要がある。そこで、世帯主が無職で、就労による収入がないものを「無職・無収入」とした。この層は、60歳以上の高齢者に集中している。予想以上に、全体のなかで占める割合は大きい。特に、「同和関係・公営住宅」では3分の1近くを占めている。「同和関係・持ち家」層でも無視できぬ存在である。

「転入・公営住宅」層や「民間借家」層は、同和地区の中での存在は小さい。その中には、少数の「中位の所得をもつ安定就労者」を含むものの、大部分は、「低所得者」もしくは「無職・無収入」である。

このように同和地区というコミュニティ空間で、階層構成をみると、同和関係世帯では、やはり底辺層、ないし最底辺層の占める割合は大きい。「公営住宅層」の4分の3、「持ち家」層の4割強を占める。なかでも「無職・無収入」は、同和地区の高齢化によって顕在化してきたものである。このなかには、そこそこの額の年金を受給するものも含まれるが、多くは不安定就労者であったものであり、社会保障制度の恩恵にあずかれない層である。

ここで試みた階層的区分は、操作的なものであって、日常生活においてこれが意識されているのかどうかは別の問題である。コミュニティの内部からみた階層意識は、あらためて調査する必要があるだろう。また、「同和関係」か、そうでないか、あるいは、もともとこの土地の生まれであるのか、それとも外から転入してきたのか、このような属人的区別が、地域の生活のどのような場面で意識され、意識されないのかは、きちんと調査をする必要があるだろう。今回の限られたデータでも、街づくりへの要望には、住宅階層要因が大きく規定しているが、それでも「同和関係世帯」と「転入世帯」との間には微妙な違いがあることがわかった。これから推論すると、地域に対する愛着の濃淡の違いが反映しているものとみられる。しかし同時に、「転入世帯」が、地域に対する要望では、「同和関係世帯」と同質性を持ち、利害の共通性もっていることが明らかになった点は重要である。「公営住宅」層では、「転入世帯」層は、かなり「同和関係世帯」と連帯感をもっていることを十分うかがわせる結果であった。「持ち家」層でも、一時的な仮寓意識から脱皮し、定住志向をもつならば、属人的要素の違いを越え、コミュニティのメンバーとして連帯感をもつ可能性は十分にある。その点で、「転入世帯」と「同和関係世帯」との間に対立を持ち込むような同和対策事業の運用は、極力避けるべきであろう。もっとも、これは一般的な指摘であって、個々の同和対策事業の運用については、地域の事情を細かく検討する必要があるだろう。ここで、事業のありかたを云々するほど、十分なデータもなく、この小論のテーマを越えているので、同和対策事業についての議論は差し控える。

今回の分析の結果、「転入世帯」がコミュニティの対等なメンバーとして「同和関係世帯」との連帯感をもつことができる条件が成熟しつつあることが明らかになった。階層的諸要因は、外的な要素である。もう一つ忘れてならないのは、内的な要素である。部落問題という問題に

なると関わり方のスタンスに違いがでてくるだろう。「転入世帯」でも、被差別体験をもっている人が存在する。「同和地区に住んでいる」ということで差別されたとしても、その受けとめ方はさまざまであろう。部落出身者と間違われるようなところから、一日も早く出ようと受けとめる人もいれば、差別への怒りを感じ共に闘おうとする人もいるだろう。このような「転入世帯」の部落問題の認識のしかた、被差別体験の意味づけのしかた、地域に対するアイデンティティのもちかた等々は、「同和関係世帯」と「転入世帯」の社会関係を明らかにする上で、きちんとした調査をする必要がある。今後の課題である。

注7) 所得は、全体の分布がほぼ3分の1づつになるように3つに区分した。低所得は「年収299万円以下」、中所得は「300～699万円」、高所得は「700万円以上」である。

一方、雇用形態から、「安定就労」、「自営業主」、「不安定就労」の3つに分けた。「安定就労」は、「常雇」でかつ勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である。

この二つで9つの組み合わせができるが、これらから3つの区分にまとめた。「高所得」は、「安定就労」、「自営業主」の二つに分けた。「中所得」は「安定就労」だけを取り出した。「低所得」は、「安定就労」、「自営業主」、「不安定就労」を合わせた。当然、これら3つから漏れ落ちる周辺的なカテゴリーがあるが、数も少ないので、階層構成を鳥瞰的につかむために、これで十分だと判断した。

これら3つに、「無職・無収入」を加えた。「無職・無収入」は、世帯主が無職で、就労による収入がないものである。